

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和元年 10 月 25 日 (金) 第 9 1 4 7 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県立県民文化会館の利用料金 (321) (文化政策課) 2
	鳥取県立童謡館の利用料金 (322) (〃) 10
	鳥取県立米子コンベンションセンターの利用料金 (323) (〃) 12
	鳥取県立倉吉未来中心の利用料金 (324) (〃) 24
	河川整備計画の変更 (325) (河川課) 34

告 示

鳥取県告示第321号

鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例(平成5年鳥取県条例第2号)第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立県民文化会館の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

令和元年鳥取県告示第13号(鳥取県立県民文化会館の利用料金について)は、令和元年10月25日限り廃止する。

令和元年10月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 施設利用料

ア 梨花ホール利用料

区分	入場料の最高金額	午 前	午 後	夜 間	全 日
		午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後10時まで	午前 9 時から 午後10時まで
平日	1,000円以下	34,150円	68,300円	85,380円	170,760円
	1,001円以上3,000円以下	44,390円	88,790円	110,990円	221,990円
	3,001円以上5,000円以下	54,640円	109,280円	136,610円	273,210円
	5,001円以上	68,300円	136,610円	170,760円	341,520円
休日	1,000円以下	40,980円	81,960円	102,450円	204,910円
	1,001円以上3,000円以下	53,270円	106,550円	133,190円	266,380円
	3,001円以上5,000円以下	65,570円	131,140円	163,930円	327,860円
	5,001円以上	81,960円	163,930円	204,910円	409,820円

備考

- 1 この表において「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず、入場者から入場の対価として徴収されるものをいう。
- 2 この表において「平日」とは休日以外の日をいい、「休日」とは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに日曜日及び土曜日をいう。
- 3 午前に準備又は稽古のため利用し、引き続き午後及び夜間に本番のため利用する場合は、全日の利用料の額の10分の9の額(10円未満の端数は切り捨てるものとする。)を徴収する。
- 4 1階席部分のみを利用する場合の利用料の額は、この表に定める利用料の5分の4の額(10円未満の端数は切り捨てるものとする。)とする。

イ 小ホール利用料

区分	入場料の最高金額	午 前	午 後	夜 間	全 日
		午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後10時まで	午前 9 時から 午後10時まで
平日	1,000円以下	5,970円	11,940円	14,920円	29,850円
	1,001円以上3,000円以下	7,760円	15,520円	19,400円	38,810円
	3,001円以上5,000円以下	9,550円	19,100円	23,880円	47,770円
	5,001円以上	11,940円	23,880円	29,850円	59,710円
休日	1,000円以下	7,160円	14,330円	17,910円	35,820円
	1,001円以上3,000円以下	9,310円	18,620円	23,270円	46,570円
	3,001円以上5,000円以下	11,460円	22,920円	28,660円	57,320円
	5,001円以上	14,330円	28,660円	35,820円	71,650円

備考

- 1 この表において「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず、入場者か

ら入場の対価として徴収されるものをいう。

2 この表において「平日」とは休日以外の日をいい、「休日」とは国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに日曜日及び土曜日をいう。

3 午前に準備又は稽古のため利用し、引き続き午後及び夜間に本番のため利用する場合は、全日の利用料の額の10分の9の額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）を徴収する。

ウ 楽屋・楽屋事務室利用料

区 分		午 前	午 後	夜 間	全 日
		午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から午 後10時まで	午前 9 時から午 後10時まで
梨花ホール	第 1 楽屋	390円	800円	1,000円	2,020円
	第 2 楽屋	330円	680円	840円	1,700円
	第 3 楽屋	500円	1,010円	1,270円	2,550円
	第 4 楽屋	550円	1,110円	1,380円	2,770円
	第 5 楽屋	1,250円	2,510円	3,140円	6,290円
	第 6 楽屋	800円	1,610円	2,020円	4,050円
	第 7 楽屋	500円	1,010円	1,270円	2,550円
	第 8 楽屋	460円	930円	1,170円	2,340円
	楽屋事務室	250円	500円	630円	1,270円
小ホール	第 9 楽屋	610円	1,230円	1,540円	3,090円
	第10楽屋	720円	1,440円	1,810円	3,620円

エ リハーサル室・練習室利用料

区 分	午 前	午 後	夜 間			全 日
	午前 9 時か ら正午まで	午後 1 時か ら午後 5 時 まで	午後 6 時 から午後 10時まで	午後 6 時 から午後 8時まで	午後 8 時から 午後10時まで	午前 9 時から午 後10時まで
リハーサル室	4,920円	9,850円	12,330円	6,170円	6,170円	24,660円
第 1 練習室	570円	1,150円	1,430円	720円	720円	2,880円
第 2 練習室	700円	1,400円	1,760円	880円	880円	3,520円
第 3 練習室	1,130円	2,260円	2,820円	1,410円	1,410円	5,650円
第 4 練習室	1,530円	3,070円	3,840円	1,920円	1,920円	7,690円

オ フリースペース利用料

区 分	単 位	料 金
他施設に付随 (営利を目的としない場合)	1 日50平方メートルにつき (最大200平方メートル)	100円
他施設に付随 (営利を目的とする場合)	1 日50平方メートルにつき (最大200平方メートル)	500円
単独利用 (営利を目的としない場合のみ)	1 日50平方メートルにつき (最大200平方メートル)	100円

備考

- 1 利用期間が1日未満であるとき、又は利用期間に1日未満の端数があるときは、1日として計算する。
- 2 この表において「営利を目的とする場合」とは、物品の販売等の営業行為を行う場合及び物品の展示行為が直接商業上の宣伝となる場合をいう。

カ ギャラリー利用料

区 分	単 位	料 金
-----	-----	-----

ホール以外の他施設に付随 (営利を目的としない場合)	1 日 250 平方メートルにつき	500 円
ホール以外の他施設に付随 (営利を目的とする場合)	1 日 250 平方メートルにつき	2,500 円
単独利用 (営利を目的としない場合のみ)	1 日 250 平方メートルにつき	500 円

備考

- 1 利用期間が 1 日未満であるとき、又は利用期間に 1 日未満の端数があるときは、1 日として計算する。
- 2 この表において「営利を目的とする場合」とは、物品の販売等の営業行為を行う場合及び物品の展示行為が直接商業上の宣伝となる場合をいう。

キ 展示室利用料

区 分		午 前	午 後	夜 間	全 日
		午前 9 時から正 午まで	午後 1 時から午 後 5 時まで	午後 6 時から午 後 10 時まで	午前 9 時から午 後 10 時まで
展示室	営利を目的と しない場合	8,510 円	11,350 円	14,190 円	28,400 円
	営利を目的とす る場合	17,030 円	22,710 円	28,400 円	56,800 円

備考

- 1 午前に準備又は稽古のため利用し、引き続き午後及び夜間に本番のため利用する場合は、全日の利用料の額の 10 分の 9 の額（10 円未満の端数は切り捨てるものとする。）を徴収する。
- 2 この表において「営利を目的とする場合」とは、物品の販売等の営業行為を行う場合及び物品の展示行為が直接商業上の宣伝となる場合をいう。

ク 会議室・会議準備室利用料

区 分	利用料（1 時間につき）（非営利）	利用料（1 時間につき）（営利）
第 1 会議室	4,680 円	9,360 円
第 2 会議室	2,160 円	4,320 円
第 3 会議室	2,450 円	4,900 円
第 4 会議室	1,070 円	2,140 円
第 5 会議室	530 円	1,060 円
第 6 会議室	490 円	980 円
第 7 会議室	320 円	640 円
第 8 会議室	270 円	540 円
会議準備室	130 円	260 円

備考

- 1 利用時間が 1 時間に満たないとき、又は利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算する。
- 2 通常の開館時間以外の時間に利用する場合の利用料は、この表により算定した利用料の額を 1.2 倍した額（10 円未満の端数は切り捨てるものとする。）とする。
- 3 この表において「営利」とは、物品の販売等の営業行為を行う場合及び物品の展示行為が直接商業上の宣伝となる場合をいう。

ケ ホール又は展示室を専ら練習又は準備のために利用する場合の利用料

施 設 名	午 前	午 後	夜 間	全 日
	午前 9 時から正 午まで	午後 1 時から午 後 5 時まで	午後 6 時から午 後 10 時まで	午前 9 時から午 後 10 時まで

梨花ホール	17,070円	34,150円	42,690円	85,380円
小ホール	2,980円	5,970円	7,460円	14,920円
展示室	4,250円	5,670円	7,090円	14,200円

コ 梨花ホール、小ホール、楽屋・楽屋事務室、練習室、リハーサル室及び展示室の延長・時間外利用料

区 分	利用料（1時間につき）
午前8時から午前9時まで及び正午から午後1時まで	午前の利用料÷3×1.2（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）
午後5時から午後6時まで	午後の利用料÷4×1.2（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）
午前0時から午前8時まで及び午後10時から午後12時まで	夜間の利用料÷4×1.2（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）

備考

- 1 利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。
- 2 午前（午前9時から正午まで）から引き続き午後（午後1時から午後5時まで）において利用する場合における正午から午後1時までの間の利用に係る延長利用料及び午後（午後1時から午後5時まで）から引き続き夜間（午後6時から午後10時まで）において利用する場合における午後5時から午後6時までの間の利用に係る延長利用料は、徴収しない。
- 3 1（1）ケの料金には、これを適用しない。

(2) 設備利用料

ア 梨花ホール

種 別	区 分		利 用 料
	設 備 名		
舞台設備	大迫り		1基1回につき 2,450円
	小迫り		1基1回につき 1,170円
	音響反射板		1基1回につき 5,760円
	オーケストラピット		1基1回につき 6,290円
	紗幕（白・グレー・黒）		1枚1回につき 1,170円
	紅白幕（天竺幕）		1枚1回につき 1,050円
	浅葱幕（天竺幕）		1枚1回につき 1,170円
	舞台所作台		1セット1回につき 7,570円
	花道所作台		1セット1回につき 1,810円
	松竹羽目		1セット1回につき 2,660円
	毛せん（赤ネル地）		1枚1回につき 310円
	長座布団		1枚1回につき 200円
	平台		1枚1回につき 200円
	上敷ござ		1枚1回につき 310円
	金屏風		1双1回につき 1,590円
	銀屏風		1双1回につき 1,590円
	鳥の子屏風		1双1回につき 1,590円
	地かすり		1枚1回につき 1,590円
	鳥屋囲		1セット1回につき 1,050円
	バレエ用シート		1枚1回につき 950円
雪かご		1台1回につき 310円	

	開き足	1脚1回につき	100円
	演台(大)	1卓1回につき	630円
	演台(小)	1卓1回につき	410円
	演台(司会者用)	1卓1回につき	200円
	指揮者台(譜面台含)	1台1回につき	310円
	譜面台(楽団員用)	1台1回につき	100円
	仮設能舞台(梨花ホール仕様)	1セット1回につき	21,520円
楽器	ピアノ(スタインウェイ)	1台1回につき	10,670円
	ピアノ(ベーゼンドルファー)	1台1回につき	10,670円
	大太鼓(和太鼓)	1台1回につき	740円
	ティンパニー	1セット1回につき	3,140円
	マリンバ	1台1回につき	1,150円
	コンサートバスドラム	1台1回につき	560円
音響設備器具	拡声装置	1セット1回につき	3,720円
	ステージスピーカー	1台1回につき	1,170円
	ハードディスクレコーディングシステム	1セット1回につき	1,050円
	マスターレコーダー	1台1回につき	1,050円
	カセットテープデッキ	1台1回につき	840円
	CDプレーヤー	1台1回につき	1,050円
	DATデッキ	1台1回につき	840円
	ステージモニタースピーカー	1台1回につき	1,170円
	ステージモニタースピーカー(アンプ内蔵型)	1台1回につき	1,380円
	三点吊りマイク装置	1セット1回につき	1,050円
	一点吊りマイク装置	1セット1回につき	530円
	マイク(コンデンサ型)	1本1回につき	950円
	マイク(ダイナミック型)	1本1回につき	740円
	マイク(ワイヤレス・ハンド型)	1本1回につき	1,170円
	マイク(ワイヤレス・タイピン型)	1本1回につき	1,270円
	マイクスタンド(床上型)	1本1回につき	200円
	マイクスタンド(卓上型)	1本1回につき	200円
	ブームスタンド	1本1回につき	200円
	舞台袖簡易調整卓	1セット1回につき	1,270円
	ポータブルミキサー	1セット1回につき	1,270円
	エレベーターマイク	1本1回につき	950円
	MDレコーダー	1台1回につき	1,050円
	照明設備	フットライト	1セット1回につき
花道フットライト		1セット1回につき	410円
ローア・水平ライト		1セット1回につき	1,380円
ボーダーライト		1列1回につき	1,170円
サスペンションスポットライト		1列1回につき	840円
中アッパー・水平ライト		1セット1回につき	1,700円
アッパー・水平ライト		1セット1回につき	2,770円
客席サスペンションスポットライト		1列1回につき	840円
プロセニウムスポットライト		1列1回につき	1,050円

	ポータルタワースポットライト	1 セット 1 回につき	1,050円
	トーメンタルスポットライト	1 セット 1 回につき	310円
	トーメンタルタワーライト	1 基 1 回につき	310円
	フロントサイドスポットライト	1 列 1 回につき	840円
	第 1 シーリングスポットライト	1 列 1 回につき	1,380円
	第 2 シーリングスポットライト	1 列 1 回につき	1,380円
	クセノンピンスポットライト (2 キロワット)	1 台 1 回につき	2,120円
	ムービングライトフロント用	1 台 1 回につき	1,590円
	ムービングライトシーリング用	1 台 1 回につき	1,170円
	音響反射板ライト	1 セット 1 回につき	2,660円
	コンダクタースポットライト	1 台 1 回につき	310円
	クセノンピンスポットライト (3 キロワット)	1 台 1 回につき	2,660円
	調光操作卓	1 セット 1 回につき	3,720円
	サブ調光操作装置	1 セット 1 回につき	1,050円
移動用効果 器具・効果用 照明器具	スポットライト (500ワット)	1 台 1 回につき	200円
	スポットライト (1 キロワット)	1 台 1 回につき	310円
	LEDスポットライト	1 台 1 回につき	310円
	エフェクトスポットライト (1 キロワット)	1 台 1 回につき	410円
	エフェクトスポットライト (2 キロワット)	1 台 1 回につき	740円
	ミラーボール (φ450, 600)	1 台 1 回につき	840円
	マルチストロボ (300ワット)	1 台 1 回につき	950円
	スモークマシン	1 台 1 回につき	950円
	コンセプトマシン	1 台 1 回につき	950円
	ドライアイスマシン	1 台 1 回につき	950円
	ファイヤーマシン	1 台 1 回につき	950円
	オーロラマシン	1 台 1 回につき	950円
	波エフェクト	1 台 1 回につき	950円
	レインボウマシン	1 台 1 回につき	950円
	カラーフェーダー	1 台 1 回につき	310円
	ストリップライト (100ワット、12灯、2回路)	1 台 1 回につき	310円
ストリップライト (100ワット、4灯、2回路)	1 台 1 回につき	200円	
その他	舞台用テーブル	1 脚 1 回につき	100円
	舞台用イス	1 脚 1 回につき	100円
	入浴設備	1 室 1 回につき	1,170円
	テレビ中継設備	1 セット 1 回につき	9,930円
	持込電気機器	1 キロワット 1 回につき	200円
	映写機 (35・16ミリ兼用)	1 台 1 回につき	8,960円
	ハイビジョンビデオプロジェクター	1 セット 1 回につき	6,390円
	ビデオ・パソコンプロジェクター	1 セット 1 回につき	1,910円
	映像伝送システム	1 セット 1 回につき	2,610円
	ミニDVカメラレコーダー	1 台 1 回につき	940円
DVDレコーダー	1 台 1 回につき	1,050円	

備考

- 1 利用回数は、午前、午後及び夜間の区分ごとに 1 回とする。

- 2 移動して利用することができる設備・備品については、支障のない範囲内で梨花ホール以外の施設でも利用できるものとする。

イ 小ホール

種 別	区 分		利 用 料
	設 備 名		
舞台設備	平台		1枚1回につき 200円
	演台(大)		1卓1回につき 630円
	演台(小)		1卓1回につき 410円
	演台(司会者用)		1卓1回につき 200円
	指揮者台(譜面台含)		1台1回につき 310円
	譜面台(楽団員用)		1台1回につき 100円
	仮設能舞台(小ホール仕様)		1セット1回につき 17,730円
楽器	ピアノ(スタインウェイ)		1台1回につき 10,670円
	ピアノ(ヤマハCFⅢ-S)		1台1回につき 5,550円
	エレクトーン(ヤマハEL-90)		1台1回につき 5,010円
音響設備器具	拡声装置		1セット1回につき 2,770円
	マスターレコーダー		1台1回につき 1,050円
	カセットテープデッキ		1台1回につき 840円
	CDプレーヤー		1台1回につき 1,050円
	ステージモニタースピーカー		1台1回につき 1,170円
	ステージモニタースピーカー(アンプ内蔵型)		1台1回につき 1,380円
	三点吊りマイク装置		1セット1回につき 1,050円
	マイク(コンデンサ型)		1本1回につき 950円
	マイク(ダイナミック型)		1本1回につき 740円
	マイク(ワイヤレス・ハンド型)		1本1回につき 1,170円
	マイク(ワイヤレス・タイピン型)		1本1回につき 1,270円
	マイクスタンド(床上型)		1本1回につき 200円
	マイクスタンド(卓上型)		1本1回につき 200円
	ブームスタンド		1本1回につき 200円
	舞台袖簡易調整卓		1セット1回につき 1,270円
	ポータブルミキサー		1セット1回につき 1,170円
	MDレコーダー		1台1回につき 1,050円
照明設備	ローアホリゾントライト		1セット1回につき 1,170円
	ボーダーライト		1列1回につき 840円
	サスペンションスポットライト		1列1回につき 410円
	アッパーホリゾントライト		1セット1回につき 1,590円
	投光ギャラリースポットライト		1列1回につき 410円
	センターピンスポットライト		1台1回につき 1,170円
	調光操作装置		1セット1回につき 3,720円
移動用効果器具・効果用照明器具	スポットライト(500ワット)		1台1回につき 200円
	スポットライト(1キロワット)		1台1回につき 310円
	LEDスポットライト		1台1回につき 310円
	エフェクトスポットライト(1キロワット)		1台1回につき 410円

	エフェクトスポットライト (2キロワット)	1 台 1 回につき	740円
	ミラーボール (φ450, 600)	1 台 1 回につき	840円
	マルチストロボ (300ワット)	1 台 1 回につき	950円
	スモークマシン	1 台 1 回につき	950円
	コンセプトマシン	1 台 1 回につき	950円
	ドライアイスマシン	1 台 1 回につき	950円
	ファイヤーマシン	1 台 1 回につき	950円
	オーロラマシン	1 台 1 回につき	950円
	波エフェクト	1 台 1 回につき	950円
	レインボウマシン	1 台 1 回につき	950円
	カラーフェーダー	1 台 1 回につき	310円
その他	舞台用テーブル	1 脚 1 回につき	100円
	舞台用イス	1 脚 1 回につき	100円
	入浴設備	1 室 1 回につき	1, 170円
	持込電気機器	1 キロワット 1 回につき	200円
	ビデオモニター	1 台 1 回につき	410円
	ビデオデッキ	1 台 1 回につき	410円
	ビデオ・パソコンプロジェクター	1 台 1 回につき	1, 910円

備考

- 1 利用回数は、午前、午後及び夜間の区分ごとに 1 回とする。
- 2 移動して利用することができる設備・備品については、支障のない範囲内で小ホール以外の施設でも利用できるものとする。

ウ リハーサル室、練習室、展示室及び会議室

区 分		利 用 料	
施 設	設 備 名		
リハーサル室	ピアノ (ヤマハ C7E)	1 台 1 回につき	3, 310円
	バレエ用シート	1 枚 1 回につき	630円
	カセットテープデッキ	1 台 1 回につき	840円
	マイク (ダイナミック型)	1 本 1 回につき	740円
	マイク (ワイヤレス・ハンド型)	1 本 1 回につき	1, 170円
	マイク (ワイヤレス・タイピン型)	1 本 1 回につき	1, 270円
	CDプレーヤー	1 台 1 回につき	1, 050円
第 1 練習室	ピアノ (ヤマハ G2E)	1 台 1 回につき	1, 590円
第 2 練習室	ピアノ (ヤマハ C3E)	1 台 1 回につき	1, 700円
展示室	展示パネル	1 台 1 回につき	200円
第 1 会議室	カセットテープデッキ	1 台 1 回につき	840円
	マイク (ダイナミック型)	1 本 1 回につき	740円
	マイク (ワイヤレス・ハンド型)	1 本 1 回につき	1, 170円
	マイク (ワイヤレス・タイピン型)	1 本 1 回につき	1, 270円
	マイクスタンド (床上型)	1 本 1 回につき	200円
	マイクスタンド (卓上型)	1 本 1 回につき	200円
	16ミリ映写機	1 台 1 回につき	2, 980円
	OHP	1 台 1 回につき	950円
	ビデオ・パソコンプロジェクター	1 台 1 回につき	1, 910円

	CLDプレーヤー	1台1回につき	1,050円
第2会議室	拡声装置(ワイヤレスアンプ・マイク1本)	1セット1回につき	1,480円
	マイク(ダイナミック型)	1本1回につき	740円
	マイク(ワイヤレス・ハンド型)	1本1回につき	1,170円
	マイク(ワイヤレス・タイピン型)	1本1回につき	1,270円
	マイクスタンド(床上型)	1本1回につき	200円
	マイクスタンド(卓上型)	1本1回につき	200円
	OHP	1台1回につき	950円
第3会議室	カセットテープデッキ	1台1回につき	840円
	マイク(ダイナミック型)	1本1回につき	740円
	マイク(ワイヤレス・ハンド型)	1本1回につき	1,170円
	マイク(ワイヤレス・タイピン型)	1本1回につき	1,270円
	マイクスタンド(床上型)	1本1回につき	200円
	マイクスタンド(卓上型)	1本1回につき	200円
	CLDプレーヤー	1台1回につき	1,050円
第7会議室	釜	1個1回につき	100円
その他	譜面台(楽団員用)	1台1回につき	100円
	ビデオデッキ(VHS)	1台1回につき	410円
	持込電気機器	1キロワット1回につき	200円
	移動式スクリーン	1枚1回につき	410円
	ビデオ・パソコンプロジェクター	1台1回につき	1,910円
	拡声装置(ワイヤレスアンプ・マイク1本)	1セット1回につき	1,480円
	フリーパネル(営利を目的として利用する場合に限る。)	1枚1回につき	100円
	MDレコーダー	1台1回につき	1,050円
	DVDレコーダー	1台1回につき	1,050円
	液晶ディスプレイ(42型)	1台1回につき	410円
	ブルーレイディスクプレーヤー	1台1回につき	1,050円

備考

- 1 利用回数は、午前、午後及び夜間の区分ごとに1回とする。ただし、施設利用料が1時間当たりで計算される場合は、4時間ごとに1回とする。
- 2 移動して利用することができる設備・備品については、支障のない範囲内で設置している施設以外の施設でも利用できるものとする。
- 3 この表において「営利を目的として利用する場合」とは、物品の販売等の営業行為を行う場合及び物品の展示行為が直接商業上の宣伝となる場合をいう。

2 承認年月日等

- (1) 承認年月日 令和元年9月27日
- (2) 適用開始年月日 令和元年10月1日

鳥取県告示第322号

鳥取県立童謡館の設置及び管理に関する条例(平成7年鳥取県条例第2号)第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立童謡館の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

令和元年10月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 入館料

区 分	金 額
個人（学生又は一般人に限る。）	1 人 1 回につき 250円
団体（学生又は一般人の団体であって20人以上のものに限る。）	1 人 1 回につき 200円

(2) 多目的ホール利用料

区 分	金 額
午前	1 回につき 1,910円
午後	1 回につき 3,820円
夜間	1 回につき 4,790円
午前・午後	1 回につき 5,730円
午後・夜間	1 回につき 8,610円
全日	1 回につき 10,520円

備考

- この表において、「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「夜間」とは午後6時から午後9時までを、「午前・午後」とは午前9時から午後5時までを、「午後・夜間」とは午後1時から午後9時までを、「全日」とは午前9時から午後9時までをいう。
- 多目的ホールを正午から午後1時まで（午前・午後又は全日の利用をする場合を除く。）又は午後5時から午後6時まで（午後・夜間又は全日の利用をする場合を除く。）の間に利用する場合の延長利用料の額は、午前又は午後の利用料の額を勘案して次のとおりとする。

区 分	金 額
正午から午後1時までの間に利用するとき	1時間当たりの午前の利用料の額の100分の120に相当する額
午後5時から午後6時までの間に利用するとき	1時間当たりの午後の利用料の額の100分の120に相当する額

- 多目的ホールを利用する場合において、冷房又は暖房をしたときは、この表に定める利用料の額に次の額を加算するものとする。
それぞれの区分に定める利用料の額の2割に相当する額（延長利用料にあっては、当該延長利用料の額の2割に相当する額）

(3) 設備使用料

区 分	金 額	
設 備 名		
ピアノ	1 台 1 時間につき	400円
マイク	1 本 1 時間につき	100円
LDプレイヤー	1 台 1 時間につき	250円
CDラジカセ	1 台 1 時間につき	250円
DVDデッキ	1 台 1 時間につき	250円
CD/MDデッキ	1 台 1 時間につき	250円
持ち込み電源	1 キロワット 1 時間につき	50円
パソコンプロジェクター	1 台 1 時間につき	450円

2 承認年月日等

- 承認年月日 令和元年9月27日
- 適用開始年月日 令和元年10月1日

鳥取県告示第323号

鳥取県立米子コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例（平成 9 年鳥取県条例第16号）第11条第 2 項の規定に基づき、鳥取県立米子コンベンションセンターの利用料金を次のとおり承認したので、同条第 3 項の規定により告示する。

令和元年鳥取県告示第15号（鳥取県立コンベンションセンターの利用料金について）は、令和元年10月25日限り廃止する。

令和元年10月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 施設利用料

ア 多目的ホール利用料

(ア) 会議等に利用する場合

区分		午前の利用料 午前 9 時から正 午まで（3 時間 につき）	午後の利用料 午後 1 時から午 後 5 時まで（4 時 間につき）	夜間の利用料 午後 6 時から午 後 10 時まで（4 時 間につき）	全日の利用料 午前 9 時から午 後 10 時まで（13 時間につき）
		延長利用料 正午から午後 1 時まで（1 時間 につき）	延長利用料 午後 5 時から午 後 6 時まで（1 時 間につき）	時間外利用料 午前 5 時から午 前 9 時まで（1 時 間につき）	時間外利用料 午前 0 時から午 前 5 時まで及び 午後 10 時から午 後 12 時まで（1 時 間につき）
平日に 利用す る場合	入場料を徴収 しないとき及び 入場料の最高 額が 1,000 円以 下のとき。	34,210円	68,430円	85,540円	171,090円
	入場料の最高 額が 1,000 円を 超え 3,000 円以 下のとき。	11,390円	17,100円	13,680円	25,650円
		44,480円	88,960円	111,200円	222,420円
	入場料の最高 額が 3,000 円を 超え 5,000 円以 下のとき。	14,820円	22,240円	17,780円	33,350円
		54,740円	109,490円	136,870円	273,750円
	入場料の最高 額が 5,000 円を 超えるとき。	18,240円	27,370円	21,890円	41,050円
68,430円		136,870円	171,090円	342,190円	
休日に 利用す る場合	入場料を徴収 しないとき及び 入場料の最高 額が 1,000 円以 下のとき。	22,800円	34,210円	27,360円	51,320円
		41,050円	82,120円	102,650円	205,310円
	入場料の最高 額が 1,000 円を 超えるとき。	13,680円	20,520円	16,410円	30,780円
		53,370円	106,750円	133,440円	266,900円
		17,780円	26,680円	21,340円	40,020円

超え3,000円以下のとき。				
入場料の最高額が3,000円を超え5,000円以下のとき。	65,690円	131,390円	164,240円	328,500円
入場料の最高額が5,000円を超えるとき。	21,890円	32,840円	26,270円	49,260円
入場料の最高額が3,000円を超え5,000円以下のとき。	82,120円	164,240円	205,310円	410,620円
入場料の最高額が5,000円を超えるとき。	27,370円	41,050円	32,840円	61,580円

備考

- この表は、会議、講演、式典、集会、音楽、演劇、演芸、映画その他これらに類するものに利用する場合に適用するものとする。
- この表において「平日」とは休日以外の日をいい、「休日」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに日曜日及び土曜日をいう。
- この表において「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず、入場から入場の対価として徴収されるものをいう。
- 2分の1面を利用する場合の利用料の額は、この表に定める利用料の額の2分の1に相当する額とする。この場合において、当該利用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 利用日前1月以内に利用の申込みがなされた場合にあつては、当該申込みのほか当該利用日における利用（ホワイエの単独利用を除く。）の申込み（仮申込みを含む。）がなされていないときに限り、この表に定める利用料（延長利用料を含み、客席を使用しない場合における冷暖房利用料を除く。）及び備考第8号の電気利用料（客席を使用しない場合における電気利用料を除く。）の額の2分の1に相当する額を徴収する。この場合において、当該利用料及び電気利用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 午前（午前9時から正午まで）から引き続き午後（午後1時から午後5時まで）において利用する場合における正午から午後1時までの間の利用に係る延長利用料及び午後（午後1時から午後5時まで）から引き続き夜間（午後6時から午後10時まで）において利用する場合における午後5時から午後6時までの間の利用に係る延長利用料は、徴収しない。
- 2日以上連続して利用する場合における午前0時から午前5時まで、午前5時から午前9時まで又は午後10時から午後12時までの間の利用に係る時間外利用料は、多目的ホールを現に利用（準備等の作業のための利用を含む。）するものに限り、徴収する。
- 持込電気機器により電気を利用したときは、次に定める電気利用料を徴収する。

区分		単位	金額
電気利用料	利用電力量を電力量計で測定した場合	1キロワット1時間につき	40円
	その他の場合	1キロワット1回につき	200円

注

- 利用電力量を電力量計で測定した場合において、電気を利用した時間が1時間未満であるとき、又は電気を利用した時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- この表において「1回」とは、午前（午前9時から正午まで）、午後（午後1時から午後5時まで）又は夜間（午後6時から午後10時まで）をいう。ただし、これらの区分によらない場合は、5時間までの利用のときは1回、5時間を超える利用のときは当該5時間を超える利用時間について4時間ごとに1回とする。
- 冷房又は暖房を利用したときの冷暖房利用料は、この表に定める利用料の額に含まれているものとする。

10 延長利用料及び時間外利用料の算出に当たっては、延長利用料及び時間外利用料について、それぞれ別に計算した上で、これらを合算するものとする。この場合において、延長利用時間若しくは時間外利用時間が 1 時間未満であるとき、又は延長利用時間若しくは時間外利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、それぞれ 1 時間として計算するものとする。

(イ) 見本市等に利用する場合

区分		単位	利用料	時間外利用料 午前 0 時から午前 9 時まで及び午後 10 時から午後 12 時まで	
平日に 利用する 場合	営利を目的とするとき。	1 時間につき	28,390円	34,060円	
	営利を目的としないとき。	入場料を徴収しないとき及び入場料の最高額が 3,000円以下のとき。	1 時間につき	14,190円	17,030円
		入場料の最高額が 3,000円を超えるとき。	1 時間につき	21,310円	25,580円
休日に 利用する 場合	営利を目的とするとき。	1 時間につき	34,150円	40,980円	
	営利を目的としないとき。	入場料を徴収しないとき及び入場料の最高額が 3,000円以下のとき。	1 時間につき	17,070円	20,490円
		入場料の最高額が 3,000円を超えるとき。	1 時間につき	25,610円	30,730円

備考

- この表は、見本市、展示会、品評会、展覧会、競技会、スポーツその他これらに類するものに利用する場合に適用するものとする。
- この表において「平日」及び「休日」並びに「入場料」とは、それぞれ(ア)の表備考第 2 号及び第 3 号に規定する平日及び休日並びに入場料をいう。
- 2 分の 1 面を利用する場合の利用料の額は、この表に定める利用料の額の 2 分の 1 に相当する額とする。この場合において、当該利用料の額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 利用日前 1 月以内に利用の申込みがなされた場合にあつては、当該申込みのほかに当該利用日における利用（ホワイエの単独利用を除く。）の申込み（仮申込みを含む。）がなされていないときに限り、この表に定める利用料（時間外利用料を含み、客席を利用しない場合における冷暖房利用料を除く。）及び備考第 6 号の電気利用料（客席を利用しない場合における電気利用料を除く。）の額の 2 分の 1 に相当する額を徴収する。この場合において、当該利用料及び電気利用料の額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 2 日以上連続して利用する場合における午前 0 時から午前 9 時まで又は午後 10 時から午後 12 時までの間の利用に係る時間外利用料は、多目的ホールを現に利用（準備等の作業のための利用を含む。）するものに限り、徴収する。
- 持込電気機器により電気を利用したときは、次に定める電気利用料を徴収する。

区分		単位	金額
電気利用料	利用電力量を電力量計で測定した場合	1 キロワット 1 時間につき	40円
	その他の場合	1 キロワット 1 回につき	200円

注

- 利用電力量を電力量計で測定した場合において、電気を利用した時間が 1 時間未満であるとき、

又は電気を利用した時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算するものとする。

2 この表において「1 回」とは、5 時間までの利用をいい、5 時間を超える利用のときは当該 5 時間を超える利用時間について 4 時間ごとに 1 回とする。

7 冷房又は暖房を利用したときは、次に定める冷暖房利用料を徴収する。

区分		単位	金額
冷暖房利用料	冷房料	1 時間につき	13,820円
	暖房料	1 時間につき	12,360円

注 冷房若しくは暖房を利用した時間が 1 時間未満であるとき、又は冷房若しくは暖房を利用した時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算するものとする。

8 利用料及び時間外利用料の算出に当たっては、利用料及び時間外利用料について、それぞれ別に計算した上で、これらを合算するものとする。この場合において、利用時間若しくは時間外利用時間が 1 時間未満であるとき、又は利用時間若しくは時間外利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、それぞれ 1 時間として計算するものとする。

イ 小ホール利用料

区分		午前の利用料	午後の利用料	夜間の利用料	全日の利用料
		午前 9 時から正午まで (3 時間につき)	午後 1 時から午後 5 時まで (4 時間につき)	午後 6 時から午後 10 時まで (4 時間につき)	午前 9 時から午後 10 時まで (13 時間につき)
		延長利用料 正午から午後 1 時まで (1 時間につき)	延長利用料 午後 5 時から午後 6 時まで (1 時間につき)	時間外利用料 午前 5 時から午前 9 時まで (1 時間につき)	時間外利用料 午前 0 時から午前 5 時まで及び午後 10 時から午後 12 時まで (1 時間につき)
平日に利用する場合	入場料を徴収しないとき及び入場料の最高額が 1,000 円以下のとき。	5,120円	10,240円	12,800円	25,610円
	入場料の最高額が 1,000 円を超え 3,000 円以下のとき。	1,700円	2,550円	2,040円	3,830円
		6,650円	13,310円	16,640円	33,290円
	入場料の最高額が 3,000 円を超え 5,000 円以下のとき。	2,210円	3,320円	2,650円	4,980円
		8,190円	16,380円	20,490円	40,980円
	入場料の最高額が 5,000 円を超えるとき。	2,720円	4,090円	3,260円	6,130円
10,240円		20,490円	25,610円	51,220円	
休日に利用する場合	入場料を徴収しないとき及び入場料の最高額が 1,000 円以	6,130円	12,280円	15,360円	30,730円
		2,040円	3,060円	2,450円	4,600円

合	下のとき。				
	入場料の最高額が1,000円を超え3,000円以下のとき。	7,980円	15,970円	19,960円	39,940円
		2,660円	3,990円	3,180円	5,980円
	入場料の最高額が3,000円を超え5,000円以下のとき。	9,820円	19,660円	24,580円	49,170円
		3,260円	4,910円	3,920円	7,370円
	入場料の最高額が5,000円を超えるとき。	12,280円	24,580円	30,730円	61,470円
	4,090円	6,130円	4,910円	9,210円	

備考

- この表において「平日」及び「休日」並びに「入場料」とは、それぞれアの(ア)の表備考第2号及び第3号に規定する平日及び休日並びに入場料をいう。
- 午前（午前9時から正午まで）から引き続き午後（午後1時から午後5時まで）において利用する場合における正午から午後1時までの間の利用に係る延長利用料及び午後（午後1時から午後5時まで）から引き続き夜間（午後6時から午後10時まで）において利用する場合における午後5時から午後6時までの間の利用に係る延長利用料は、徴収しない。
- 2日以上連続して利用する場合における午前0時から午前5時まで、午前5時から午前9時まで又は午後10時から午後12時までの間の利用に係る時間外利用料は、小ホールを現に利用（準備等の作業のための利用を含む。）するものに限り、徴収する。
- 持込電気機器により電気を利用したときは、次に定める電気利用料を徴収する。

区分	単位	金額
電気利用料	1キロワット1回につき	200円

注 この表において「1回」とは、午前（午前9時から正午まで）、午後（午後1時から午後5時まで）又は夜間（午後6時から午後10時まで）をいう。ただし、これらの区分によらない場合は、5時間までの利用のときは1回、5時間を超える利用のときは当該5時間を超える利用時間について4時間ごとに1回とする。

- 冷房又は暖房を利用したときの冷暖房利用料は、この表に定める利用料の額に含まれているものとする。
- 延長利用料及び時間外利用料の算出に当たっては、延長利用料及び時間外利用料について、それぞれ別に計算した上で、これらを合算するものとする。この場合において、延長利用時間若しくは時間外利用時間が1時間未満であるとき、又は延長利用時間若しくは時間外利用時間に1時間未満の端数があるときは、それぞれ1時間として計算するものとする。

ウ 楽屋等利用料

区分	午前の利用料	午後の利用料	夜間の利用料	全日の利用料
	午前9時から正午まで（3時間につき）	午後1時から午後5時まで（4時間につき）	午後6時から午後10時まで（4時間につき）	午前9時から午後10時まで（13時間につき）
	延長利用料	延長利用料	時間外利用料	時間外利用料
	正午から午後1時まで（1時間につき）	午後5時から午後6時まで（1時間につき）	午前5時から午前9時まで（1時間につき）	午前0時から午前5時まで及び午後10時から午後12時まで（1時間につき）
第1楽屋	280円	560円	700円	1,410円

	90円	130円	100円	200円
第 2 楽屋	300円	610円	770円	1,560円
	90円	140円	110円	230円
第 3 楽屋	610円	1,240円	1,560円	3,130円
	190円	300円	240円	460円
第 4 楽屋	1,130円	2,260円	2,820円	5,660円
	370円	560円	450円	840円
第 5 楽屋	280円	560円	700円	1,410円
	90円	130円	100円	200円
第 6 楽屋	250円	500円	620円	1,260円
	80円	120円	90円	180円
第 7 楽屋	390円	790円	1,000円	2,010円
	120円	190円	150円	290円
第 8 楽屋	530円	1,060円	1,340円	2,680円
	170円	260円	200円	390円
楽屋事務室	250円	500円	620円	1,260円
	80円	120円	90円	180円
リハーサル室	770円	1,550円	1,930円	3,870円
	250円	380円	300円	570円
多目的ホール ホワイエ(単独 利用の場合に 限る。)	8,540円	17,100円	21,380円	42,770円
	2,840円	4,270円	3,410円	6,410円

備考

- この表において「平日」及び「休日」並びに「入場料」とは、それぞれアの(ア)の表備考第 2 号及び第 3 号に規定する平日及び休日並びに入場料をいう。
- 午前（午前 9 時から正午まで）から引き続き午後（午後 1 時から午後 5 時まで）において利用する場合における正午から午後 1 時までの間の利用に係る延長利用料及び午後（午後 1 時から午後 5 時まで）から引き続き夜間（午後 6 時から午後 10 時まで）において利用する場合における午後 5 時から午後 6 時までの間の利用に係る延長利用料は、徴収しない。
- 2 日以上連続して利用する場合における午前 0 時から午前 5 時まで、午前 5 時から午前 9 時まで、又は午後 10 時から午後 12 時まで間の利用に係る時間外利用料は、楽屋等を現に利用（準備等の作業のための利用を含む。）するものに限り、徴収する。
- 持込電気機器により電気を利用したときは、次に定める電気利用料を徴収する。

区分	単位	金額
電気利用料	1 キロワット 1 回につき	200円

注 この表において「1 回」とは、午前（午前 9 時から正午まで）、午後（午後 1 時から午後 5 時まで）又は夜間（午後 6 時から午後 10 時まで）をいう。ただし、これらの区分によらない場合は、5 時間までの利用のときは 1 回、5 時間を超える利用のときは当該 5 時間を超える利用時間について 4 時間ごとに 1 回とする。

- 冷房又は暖房を利用したときの冷暖房利用料は、この表に定める利用料の額に含まれているものとする。
- 延長利用料及び時間外利用料の算出に当たっては、延長利用料及び時間外利用料について、それぞれ別に計算した上で、これらを合算するものとする。この場合において、延長利用時間若しくは時間

外利用時間が1時間未満であるとき、又は延長利用時間若しくは時間外利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

エ 会議室等利用料

区分		午前の利用料	午後の利用料	夜間の利用料	全日の利用料
		午前9時から正午まで(3時間につき)	午後1時から午後5時まで(4時間につき)	午後6時から午後10時まで(4時間につき)	午前9時から午後10時まで(13時間につき)
		延長利用料	延長利用料	時間外利用料	時間外利用料
		正午から午後1時まで(1時間につき)	午後5時から午後6時まで(1時間につき)	午前5時から午前9時まで(1時間につき)	午前0時から午前5時まで及び午後10時から午後12時まで(1時間につき)
第1会議室		2,860円	3,810円	3,810円	10,480円
		950円	950円	1,100円	1,100円
第2会議室	全室利用	4,430円	5,900円	5,900円	16,230円
		1,470円	1,470円	1,690円	1,690円
	2分の1室利用	2,130円	2,840円	2,840円	7,810円
		710円	710円	810円	810円
第3会議室		4,270円	5,690円	5,690円	15,650円
		1,420円	1,420円	1,630円	1,630円
第4会議室	全室利用	4,430円	5,900円	5,900円	16,230円
		1,470円	1,470円	1,690円	1,690円
	2分の1室利用	2,130円	2,840円	2,840円	7,810円
		710円	710円	810円	810円
第5会議室	全室利用	4,430円	5,900円	5,900円	16,230円
		1,470円	1,470円	1,690円	1,690円
	2分の1室利用	2,130円	2,840円	2,840円	7,810円
		710円	710円	810円	810円
第6会議室		4,270円	5,690円	5,690円	15,650円
		1,420円	1,420円	1,630円	1,630円
第7会議室	全室利用	6,780円	9,050円	9,050円	24,880円
		2,260円	2,260円	2,590円	2,590円
	3分の2室利用	4,430円	5,900円	5,900円	16,230円
		1,470円	1,470円	1,690円	1,690円
	3分の1室利用	2,130円	2,840円	2,840円	7,810円
		710円	710円	810円	810円
第8会議室		6,780円	9,050円	9,050円	24,880円
		2,260円	2,260円	2,590円	2,590円
情報プラザ	全面利用	6,280円	8,380円	8,380円	23,040円
		2,090円	2,090円	2,510円	2,510円
	2分の1面利用	3,140円	4,190円	4,190円	11,520円
		1,040円	1,040円	1,250円	1,250円

備考

- 1 午前（午前9時から正午まで）から引き続き午後（午後1時から午後5時まで）において利用する場合における正午から午後1時までの間の利用に係る延長利用料及び午後（午後1時から午後5時まで）から引き続き夜間（午後6時から午後10時まで）において利用する場合における午後5時から午後6時までの間の利用に係る延長利用料は、徴収しない。
- 2 2日以上連続して利用する場合における午前0時から午前5時まで、午前5時から午前9時まで又は午後10時から午後12時までの間の利用に係る時間外利用料は、会議室等を現に利用（準備等の作業のための利用を含む。）するものに限り、徴収する。
- 3 冷房又は暖房を利用したときの冷暖房利用料は、この表に定める利用料の額に含まれているものとする。
- 4 会議室内に常設してあるホワイトボード1台・持込電気機器による電気利用料は無料とする。
- 5 利用料及び時間外利用料の算出に当たっては、利用料及び時間外利用料について、それぞれ別に計算した上で、これらを合算するものとする。この場合において、利用時間若しくは時間外利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間若しくは時間外利用時間に1時間未満の端数があるときは、それぞれ1時間として計算するものとする。

(2) 設備利用料

区分	利用料	
舞台設備	音響反射板	1基1回につき 5,760円
	紗幕（白・グレー・黒）	1枚1回につき 1,170円
	ジョーゼット幕	一式1回につき 2,340円
	大黒幕（小ホール仮設）	1枚1回につき 1,170円
	舞台所作台	一式1回につき 7,570円
	平台	1台1回につき 200円
	プログラムスタンド（T型・衝立型）	1台1回につき 200円
	金屏風	1枚1回につき 790円
	緋毛せん（赤ネル地）	1枚1回につき 310円
	長座布団	1枚1回につき 200円
	高座用座布団	1枚1回につき 100円
	地絨（長・短）	1枚1回につき 1,590円
	上敷ござ（長・中・短）	1枚1回につき 310円
	雪かご	1台1回につき 310円
	バレエ用シート	1枚1回につき 950円
	PA卓	1台1回につき 520円
	星球	一式1回につき 1,050円
	演台（大）	1台1回につき 630円
	演台（小）	1台1回につき 410円
	司会台（大）	1台1回につき 410円
	司会台（小）	1台1回につき 200円
	ポータブルステージ	1台1回につき 520円
	指揮者台	1台1回につき 100円
	譜面台（指揮者用）	1台1回につき 100円
	譜面台（楽団員用）	1台1回につき 100円
	チェロ台	1台1回につき 200円
	コントラバス用椅子	1脚1回につき 100円
国旗・県旗（パネル）	1枚1回につき 260円	

照明設備	ローアホリゾンライト	一式1回につき	1,380円
	ボーダーライト	1列1回につき	1,170円
	サスペンションスポットライト(多目的ホール用)	1列1回につき	840円
	サスペンションスポットライト(小ホール用)	1列1回につき	410円
	フロントサイドスポットライト	一式1回につき	410円
	センターピンスポットライト	1台1回につき	1,170円
	中アッパースポットライト	1列1回につき	1,700円
	アッパーホリゾンライト	1列1回につき	2,770円
	客席サスペンションスポットライト	1列1回につき	840円
	プロセニアムスポットライト	1列1回につき	1,050円
	投光ギャラリースポットライト	一式1回につき	410円
	第1シーリングスポットライト	1列1回につき	1,380円
	第2シーリングスポットライト	1列1回につき	1,380円
	クセノンピンスポットライト2キロワット	1台1回につき	2,120円
	天井反射板ライト	一式1回につき	2,660円
	調光操作装置	一式1回につき	3,720円
	移動用調光卓	一式1回につき	1,050円
音響設備器具	拡声装置(多目的ホール用)	一式1回につき	3,720円
	拡声装置	一式1回につき	2,770円
	簡易操作卓	1卓1回につき	1,270円
	移動型ミキサー	一式1回につき	2,450円
	8chミキサー	1台1回につき	1,270円
	6chミキサー	1台1回につき	1,050円
	MDデッキ	1台1回につき	1,050円
	CDプレーヤー	1台1回につき	1,050円
	CD・MDラジカセ	1台1回につき	1,050円
	DAT(デジタルオーディオテープデッキ)	1台1回につき	840円
	CDレコーダー	1台1回につき	1,040円
	ソリッドステートレコーダー	1台1回につき	1,040円
	ハードディスクレコーディングシステム	1台1回につき	1,040円
	ハネ返りスピーカー	1台1回につき	1,380円
	ハネ返りスピーカー(スタンド付)	1台1回につき	1,380円
	パワースピーカー	1台1回につき	1,380円
	サイドスピーカー	1台1回につき	1,380円
	スピーカーセット(アンプ)	一式1回につき	1,880円
	三点吊りマイク装置	一式1回につき	1,050円
	マイク(コンデンサ型)	1本1回につき	950円
	マイク(バウンダリー型)	1本1回につき	950円
	マイク(ダイナミック型)	1本1回につき	740円
	マイク(リボン型)	1本1回につき	840円
	マイク(ワイヤレス・ハンド型)	1本1回につき	1,170円
	マイク(ワイヤレス・タイピン型)	1本1回につき	1,270円
	マイク(ワイヤレス・ヘッドセット型)	1本1回につき	1,270円
	マイクスタンド(床上型)	1本1回につき	200円

	マイクスタンド (ブーム型)	1本1回につき	200円
	マイクスタンド (卓上型)	1本1回につき	200円
	マイク (演台用)	1本1回につき	950円
	集音用マイク	1本1回につき	950円
	32c hマルチリール・ボックス	一式1回につき	830円
	16c hマルチリール・ボックス	一式1回につき	410円
	8c hマルチリール・ボックス	一式1回につき	200円
	ダイレクトボックス	1台1回につき	410円
	同時通訳設備	一式1回につき	21,350円
	同時通訳無線受信機	1台1回につき	150円
	会議運営進行ユニット	一式1回につき	5,230円
映像機器	液晶プロジェクター (大型)	1台1回につき	10,470円
	液晶プロジェクター (リア型)	1台1回につき	3,140円
	液晶プロジェクター (中型)	1台1回につき	3,130円
	液晶プロジェクター (可搬型)	1台1回につき	1,910円
	BD・DVDプレーヤー	1台1回につき	1,040円
	BD・HDDレコーダー	1台1回につき	1,040円
	書画カメラ	1台1回につき	950円
	スライドTVコンバーター	1台1回につき	410円
	16ミリTVコンバーター	1台1回につき	410円
	16ミリ映写機 (可搬型)	1台1回につき	2,980円
	スクリーン (W4500H4500)	1画1回につき	520円
	OHP (可搬型)	1台1回につき	950円
	貸出ワゴン (ビデオ、16面マルチビジョン)	一式1回につき	2,090円
	ミニDVカメラレコーダー	1台1回につき	940円
	シームレススイッチャー	1台1回につき	1,050円
楽器類	ピアノ (スタインウェイ)	1台1回につき	10,670円
	ピアノ (ヤマハCFⅢ-S)	1台1回につき	5,550円
	ピアノ (ヤマハS4)	1台1回につき	2,090円
移動用効果用照明	スポットライト500ワット	1台1回につき	200円
	スポットライト1キロワット	1台1回につき	310円
	スポットライト1.5キロワット	1台1回につき	410円
	ETCソースフォー575W	1台1回につき	310円
	1キロワットエフェクトスポットライト	1台1回につき	410円
	ピンスポットライト (ハロゲン1キロワット)	1台1回につき	1,170円
	ストリップライト100ワット、12灯用	1台1回につき	310円
	ストリップライト100ワット、6灯用	1台1回につき	200円
	波マシン	1台1回につき	950円
	ファイヤーエフェクトマシン	1台1回につき	950円
	オーロラマシン	1台1回につき	950円
	ストロボスコープ	1台1回につき	950円
	ミラーボール (φ600)	1台1回につき	840円
	ミラーボール (φ300、φ240×400)	1台1回につき	580円
	ドライアイスマシン	1台1回につき	950円

	スモークマシン	1 台 1 回につき	950円
その他	スクリーン (60インチ、可搬型)	1 画 1 回につき	410円
	OHP・映写機用スクリーン	1 台 1 回につき	410円
	モバイルスクリーン	1 台 1 回につき	410円
	賞状盆	1 台 1 回につき	100円
	サインスタンド (A 4 横)	1 台 1 回につき	100円
	サインスタンド (A 3 横)	1 台 1 回につき	100円
	サインスタンド (有効面 : W575H900)	1 台 1 回につき	200円
	ホワイトボード	1 台 1 回につき	150円
	PHS (館内専用)	1 台 1 回につき	260円
	インフォメーションカウンター	1 台 1 回につき	1,040円
	高所作業台	1 台 1 回につき	1,040円
	液晶テレビ (52型)	1 台 1 回につき	410円
	パネル (W900H1800) (営利を目的とする場合に限る。)	1 枚 1 回につき	100円
	折りたたみ椅子	1 脚 1 回につき	100円
	会議用テーブル (大)	1 脚 1 回につき	100円
	会議用テーブル (中)	1 脚 1 回につき	100円
	ファクシミリ	1 台 1 回につき	520円
	入浴設備	1 室 1 回につき	1,170円
	アジャスターポール (2 本 1 組)	1 組 1 回につき	100円
	情報プラザレールライト	1 系統 1 回につき	410円
情報プラザ追加スポットライト	1 台 1 回につき	100円	
6 c h ミキサー	1 台 1 回につき	1,050円	
星球	1 式 1 回につき	1,050円	

備考 この表において「1回」とは、午前(午前9時から正午まで)、午後(午後1時から午後5時まで)又は夜間(午後6時から午後10時まで)をいう。ただし、これらの区分によらない場合は、5時間までの利用のときは1回、5時間を超える利用のときは当該5時間を超える利用時間について4時間ごとに1回とする。

(3) サービスプラン

名 称	申込期間	料 金	備 考
多目的ホール練習プラン	利用日の1月前から7日前	5,500円 (1区分3時間) 冷暖房料 5,500円(1時間)	舞台上のみの貸出とする。 照明は作業灯のみとする。 備品の貸出は行わない。 技術スタッフの立ち会いは行わない。 減免制度との併用はできない。
小ホール練習プラン	利用日の1月前から7日前	2,200円 (1区分3時間) 冷暖房料 2,200円(1時間)	舞台上のみの貸出とする。 照明は作業灯のみとする。 備品の貸出は行わない。 技術スタッフの立ち会いは行わない。 減免制度との併用はできない。

			い。
小ホールピアノセットプラン	利用日の 1 月前から 7 日前	5,500円 (1 区分 3 時間) 冷暖房料 2,200円 (1 時間)	舞台上のみの貸出とする。 照明は作業灯のみとする。 備品の貸出は行わない。 技術スタッフの立ち会いは行わない。 減免制度との併用はできない。 スタインウェイピアノ利用料を含む。
テクニカルスタッフ増員サービス	利用日の 3 週間前まで	27,500円 (1 名につき全日)	規定の技術職員数(多目的ホール 4 名、小ホール 2 名、国際会議室 2 名)を増員する。
国際会議室らく得パック	利用日の 3 週間前まで	31,420円から (1 設営・撤収)	国際会議室のレイアウト設営及び撤去を内容とし、国際会議室備品集計表記載の備品のみ対応する。 開館時間外利用の場合は、料金の欄に定める額の 10 分の 12 の額とする。
情報プラザ レイアウトサービス	利用日の 3 週間前まで	6,600円から (1 設営・撤収)	情報プラザのレイアウト設置及び撤収を内容とし、情報プラザ備品集計表記載の備品のみ対応する。 開館時間外利用の場合は、料金の欄に定める額の 10 分の 12 の額とする。(10 円未満の端数は切り捨てるものとする。)
館内 LAN 配線サービス	利用日の 3 週間前まで	4,190円 (1 回線) 設定料 18,480円 (1 催事)	配線のみ。PC 設置は行わない。
多目的ホールらく得展示パック	利用日の 3 週間前まで	52,380円 (全面) 26,190円 (半面)	舞台床面の養生シートの設営及び撤去、並びに床面の目張り及び撤去を内容とする。 小口のごみの処理料を含み、当該処理料は、ごみ袋 10 袋までの料金とする。 清掃料を含む。
看板作成サービス	利用日の 1 週間前まで	12,560円	小ホール用 横看板 (6.0m × 0.9m) 1 枚当たり
		6,280円	小ホール用 垂幕 (3.5m × 0.9m) 1 枚当たり
		5,230円	会議室用 横看板 (4.0m × 0.6m) 1 枚当たり

		3,130円	会議室用 垂幕 (1.5m×0.45m) 1枚当たり
		1,030円	会議室用 会場前看板 (0.8m×0.45m) 1枚当たり
ゴミ処理サービス	当日	620円	ゴミ袋 (45リットル) 1枚当たり
ピアノ調律サービス	利用日の3週間前まで	22,380円	一般 (立ち会いは別途5,500円)
		17,280円	ピアノ発表会 (立ち会いは別途5,500円)
		15,230円	リハーサル室用
大会運営用品貸出サービス	利用日の1週間前まで	710円	白布
		300円	ビニールクロス
		500円	胸章 (大)
		400円	胸章 (中)
		300円	胸章 (小)
		2,030円	カタログスタンド
		2,030円	イーゼルススタンド
		18,330円	テーブルカット 3人用
		1,520円	テーブルカット 1人追加
その他	当日	10円	白黒コピー (1枚)
		50円	カラーコピー (1枚)
		20円	FAX (送付料) (1枚)

2 承認年月日等

- (1) 承認年月日 令和元年9月27日
- (2) 適用開始年月日 令和元年10月1日

鳥取県告示第324号

鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例 (平成12年鳥取県条例第5号) 第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立倉吉未来中心の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

令和元年鳥取県告示第14号 (鳥取県立倉吉未来中心の利用料金について) は、令和元年10月25日限り廃止する。

令和元年10月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 施設利用料

ア 大ホール利用料

区分	入場料の最高金額	午 前	午 後	夜 間	全 日
		午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午前 9 時から 午後 10 時まで
平日	1,000円以下	25,610円	51,220円	64,030円	128,070円
	1,001円以上3,000円以下	33,290円	66,590円	83,240円	166,480円
	3,001円以上5,000円以下	40,980円	81,960円	102,450円	204,910円
	5,001円以上	51,220円	102,450円	128,070円	256,140円
休日	1,000円以下	30,730円	61,470円	76,840円	153,680円

1,001円以上3,000円以下	39,950円	79,910円	99,890円	199,780円
3,001円以上5,000円以下	49,170円	98,350円	122,940円	245,890円
5,001円以上	61,470円	122,940円	153,680円	307,370円

備考

- この表において「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず、入場者から入場の対価として徴収されるものをいう。
- この表において「平日」とは休日以外の日をいい、「休日」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに日曜日及び土曜日をいう。
- 午前に準備又は稽古のため利用し、引き続き午後及び夜間に本番のため利用する場合は、全日の利用料の額の10分の9の額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）を徴収する。
- 1階部分のみを利用する場合の利用料の額は、この表に定める利用料の額の5分の3の額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）とする。
- 大ホールを4月又は5月の金曜日を除く平日に利用する場合の利用料の額は、この表に定める利用料の額の5分の4の額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）とする。
- 鳥取県内の利用者が、文化芸術活動目的に限り、大ホール利用日前の2月以内の日に大ホールの舞台上のみを練習利用する場合の利用料の額は、この表に定める利用料の額の4分の1の額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）とする。

イ 小ホール利用料

(ア) (イ)以外の場合

区分	入場料の最高金額	午 前	午 後	夜 間	全 日
		午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午前 9 時から 午後 10 時まで
平日	1,000円以下	5,120円	10,240円	12,800円	25,610円
	1,001円以上3,000円以下	6,650円	13,310円	16,640円	33,290円
	3,001円以上5,000円以下	8,190円	16,380円	20,490円	40,980円
	5,001円以上	10,240円	20,490円	25,610円	51,220円
休日	1,000円以下	6,130円	12,280円	15,360円	30,730円
	1,001円以上3,000円以下	7,980円	15,970円	19,960円	39,940円
	3,001円以上5,000円以下	9,820円	19,660円	24,580円	49,170円
	5,001円以上	12,280円	24,580円	30,730円	61,470円

備考

- この表において「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず、入場者から入場の対価として徴収されるものをいう。
 - この表において「平日」とは休日以外の日をいい、「休日」とは国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに日曜日及び土曜日をいう。
 - 午前に準備又は稽古のため利用し、引き続き午後及び夜間に本番のため利用する場合は、全日の利用料の額の10分の9の額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）を徴収する。
- (イ) 可動席を使用しない場合（平成31年3月31日までに申込みがあったものに限る。）

区 分	料金（1時間につき）
小ホール（平土間）	2,510円

備考

- 利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。
- 通常の開館時間以外の時間に利用する場合の利用料は、この表により算定した利用料の額を1.2倍した額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）とする。

ウ ホールを専ら練習又は準備のために利用する場合には、施設利用料を次のとおりとする。

区 分	午 前	午 後	夜 間	全 日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
大ホール	12,800円	25,610円	32,010円	64,030円
小ホール	2,560円	5,120円	6,400円	12,800円

エ 楽屋・楽屋事務室、スタッフルーム、リハーサル室及び練習室利用料

区 分	午 前	午 後	夜 間	全 日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
第1楽屋	300円	610円	770円	1,560円
第2楽屋	290円	580円	740円	1,480円
第3楽屋	280円	560円	700円	1,410円
第4楽屋	560円	1,130円	1,410円	2,820円
第5楽屋	600円	1,210円	1,520円	3,050円
第6楽屋	590円	1,190円	1,480円	2,980円
第7楽屋	880円	1,760円	2,200円	4,400円
第8楽屋	220円	440円	550円	1,110円
第9楽屋	570円	1,160円	1,450円	2,910円
第10楽屋	570円	1,160円	1,450円	2,910円
楽屋事務室	220円	440円	550円	1,110円
スタッフルーム	320円	640円	810円	1,630円
リハーサル室	2,100円	4,210円	5,250円	10,520円
第1練習室	640円	1,300円	1,630円	3,270円
第2練習室	1,210円	2,440円	3,050円	6,110円

オ セミナールーム利用料

区 分	利用料（1時間につき）	
セミナールーム1	1,290円	
セミナールーム2	710円	
セミナールーム3	全室	3,080円
	2分の1室（A）	1,540円
	2分の1室（B）	1,540円
セミナールーム4	580円	
セミナールーム5	660円	
セミナールーム6	580円	
セミナールーム7	790円	
セミナールーム8	890円	
セミナールーム9	全室	770円
	8畳（A）	310円
	6畳（B）	230円
	6畳（C）	230円

備考

- 1 利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

- 2 通常の開館時間以外の時間に利用する場合は、この表の利用料の額を1.2倍した額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）をもって時間外利用料とする。

カ アトリウム利用料

区 分	利用料
アトリウム（1時間50平方メートルにつき）	100円

備考

- 1 利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。
- 2 通常の開館時間以外の時間に利用する場合は、この表の利用料の額を1.2倍した額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）をもって時間外利用料とする。

キ 大ホール2階ホワイエ利用料

区 分	利用料（1時間につき）
ホワイエ	610円

備考

- 1 利用範囲は2階ホワイエのみとする。
- 2 通常の開館時間以外の時間に利用する場合は、この表の利用料の額を1.2倍した額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）をもって時間外利用料とする。

ク 団体事務局サロン利用料

区 分	利用料
団体事務局サロン（1月1平方メートルにつき）	1,390円

備考

- 1 利用期間が1月未満であるとき、又は利用期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。
- 2 利用面積が1平方メートル未満であるとき、又は利用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。
- 3 利用料には、電気、水道及び清掃に係る料金を含まないものとし、別途定額を徴収する。

ケ 物品の販売のために利用する場合の施設利用料

施 設	利用料（1時間につき）	
小ホール（平土間）	5,020円	
リハーサル室	3,350円	
セミナールーム1	2,580円	
セミナールーム2	1,420円	
セミナールーム3	全室	6,160円
	2分の1室（A）	3,080円
	2分の1室（B）	3,080円
セミナールーム4	1,160円	
セミナールーム5	1,320円	
セミナールーム6	1,160円	
セミナールーム7	1,580円	
セミナールーム8	1,780円	
セミナールーム9	全室	1,540円
	8畳（A）	620円
	6畳（B）	460円
	6畳（C）	460円
アトリウム（1時間50平方メートルにつき）	500円	

備考

- 1 利用時間が 1 時間に満たないとき、又は利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算する。
- 2 通常の開館時間以外の時間に利用する場合の利用料は、この表により算定した利用料の額を 1.2 倍した額（10 円未満の端数は切り捨てるものとする。）とする。
- 3 小ホール（平土間）については、平成 31 年 3 月 31 日までに申込みがあったものに限る。

コ 物品の販売に利用できる施設とその施設利用料（区分貸施設）

	午 前	午 後	夜 間	全 日
小ホール（平土間）	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 10 時まで
	15,030 円	30,060 円	37,580 円	75,160 円

備考 午前に準備等のため利用し、引き続き午後及び夜間に本番のため利用する場合は、全日の利用料の 10 分の 9 の額（10 円未満の端数は切り捨てるものとする。）を徴収する。

サ 大ホール（2 階ホワイエの単独利用を除く。）、小ホール、楽屋・楽屋事務室、スタッフルーム、リハーサル室、練習室の延長・時間外利用料

区 分	利用料（1 時間当たり）
午前 8 時から午前 9 時まで及び正午から午後 1 時まで	午前の利用料 ÷ 3 × 1.2（10 円未満の端数は切り捨てるものとする。）
午後 5 時から午後 6 時まで	午後の利用料 ÷ 4 × 1.2（10 円未満の端数は切り捨てるものとする。）
午前 0 時から午前 8 時まで及び午後 10 時から午後 12 時まで	夜間の利用料 ÷ 4 × 1.2（10 円未満の端数は切り捨てるものとする。）

備考

- 1 利用時間が 1 時間に満たないとき、又は利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間として計算する。
- 2 午前（午前 9 時から正午まで）から引き続き午後（午後 1 時から午後 5 時まで）において利用する場合における正午から午後 1 時までの間の利用に係る延長利用料及び午後（午後 1 時から午後 5 時まで）から引き続き夜間（午後 6 時から午後 10 時まで）において利用する場合における午後 5 時から午後 6 時までの間の利用に係る延長利用料は、徴収しない。
- 3 1（1）ウの料金には、これを適用しない。

(2) 設備利用料

ア 大ホール

種 別	区 分		利 用 料
	設 備 名		
舞 台 設 備	小せり	1 基 1 回につき	1,170 円
	音響反射板	1 基 1 回につき	5,760 円
	オーケストラピット	1 基 1 回につき	6,290 円
	紗幕（白、グレー、黒）	1 枚 1 回につき	1,170 円
	紅白幕（天竺幕）	1 枚 1 回につき	1,050 円
	浅葱幕（天竺幕）	1 枚 1 回につき	1,170 円
	舞台所作台	1 セット 1 回につき	7,570 円
	花道所作台（下手花道用）	1 セット 1 回につき	1,810 円
	松竹羽目	1 セット 1 回につき	2,660 円
	毛せん	1 枚 1 回につき	310 円

	長座布団	1 枚 1 回につき	200円
	平台	1 台 1 回につき	200円
	上敷ござ	1 枚 1 回につき	310円
	金屏風	1 双 1 回につき	1,590円
	地かすり (グレー・黒)	1 枚 1 回につき	1,590円
	鳥屋囲 (下手花道用)	1 セット 1 回につき	1,050円
	バレエ用シート	1 枚 1 回につき	950円
	雪かご	1 台 1 回につき	310円
	開き足	1 脚 1 回につき	100円
	演台 (大)	1 卓 1 回につき	630円
	演台 (小) (司会台兼用)	1 卓 1 回につき	410円
	指揮者台	1 台 1 回につき	200円
	譜面台 (指揮者用)	1 台 1 回につき	100円
	譜面台 (楽団員用)	1 台 1 回につき	100円
楽器	ピアノ (スタインウェイ)	1 台 1 回につき	10,670円
	ピアノ (ベーゼンドルファー)	1 台 1 回につき	10,670円
	バスドラム	1 台 1 回につき	620円
	ティンパニー	1 セット 1 回につき	3,140円
	マリンバ	1 台 1 回につき	1,150円
照 明 設 備	ローアホリゾントライト	1 セット 1 回につき	1,380円
	ボーダーライト	1 列 1 回につき	1,170円
	サスペンションスポットライト (20キロワット)	1 列 1 回につき	840円
	中アッパーホリゾントライト	1 セット 1 回につき	1,700円
	アッパーホリゾントライト	1 セット 1 回につき	2,770円
	客席サスペンションスポットライト (20キロワット)	1 列 1 回につき	840円
	トーメンタルスポットライト	1 セット 1 回につき	310円
	フロントサイドスポットライト	1 列 1 回につき	840円
	第 1 シーリングスポットライト	1 列 1 回につき	1,380円
	第 2 シーリングスポットライト	1 列 1 回につき	1,380円
	天井反射板ライト (90灯)	1 セット 1 回につき	2,660円
	コンダクタースポットライト	1 台 1 回につき	310円
	クセノンピンスポットライト (3キロワット)	1 台 1 回につき	2,660円
	調光操作卓	1 セット 1 回につき	3,720円
サブ調光操作卓	1 セット 1 回につき	1,050円	
移 動 用 効 果 器 具・効 果 用 照 明 器具	フットライト	1 セット 1 回につき	840円
	花道フットライト	1 セット 1 回につき	410円
	スポットライト (500ワット)	1 台 1 回につき	200円
	スポットライト (1キロワット)	1 台 1 回につき	310円
	スポットライト (ソースフォー575ワット)	1 台 1 回につき	310円
	エフェクトスポットライト (1キロワット)	1 台 1 回につき	410円
	エフェクトスポットライト (2キロワット)	1 台 1 回につき	740円
	ミラーボール (240×400φ)	1 台 1 回につき	580円
	ミラーボール (600φ)	1 台 1 回につき	840円
マルチストロボ (300ワット)	1 台 1 回につき	950円	

	スモークマシン (ロスコ)	1 台 1 回につき	950円
	ドライアイスマシン	1 台 1 回につき	950円
	レインボーマシン	1 台 1 回につき	950円
	ファイアーエフェクトマシン	1 台 1 回につき	950円
	波エフェクトマシン	1 台 1 回につき	950円
	スモークマシン (ディフュージョン)	1 台 1 回につき	950円
音 響 設 備器具	拡声装置	1 セット 1 回につき	3,720円
	サブミキシングコンソール	1 台 1 回につき	1,270円
	カセットテープデッキ	1 台 1 回につき	840円
	CDプレーヤー	1 台 1 回につき	1,050円
	MDデッキ	1 台 1 回につき	1,050円
	MD/CDプレーヤー	1 台 1 回につき	1,050円
	マスターレコーダー	1 台 1 回につき	1,050円
	ソリッドステートレコーダー	1 台 1 回につき	1,050円
	ステージモニタースピーカー	1 台 1 回につき	1,170円
	移動スピーカー	1 台 1 回につき	1,170円
	三点吊りマイク装置	1 セット 1 回につき	1,050円
	三点吊りマイク (コンデンサ型)	1 本 1 回につき	950円
	マイク (コンデンサ型)	1 本 1 回につき	950円
	マイク (ダイナミック型)	1 本 1 回につき	740円
	マイク (ワイヤレス・ハンド型)	1 本 1 回につき	1,170円
	マイク (ワイヤレス・タイピン型)	1 本 1 回につき	1,270円
	マイク (バウンダリー型)	1 本 1 回につき	950円
	マイク (グースネック型・マイクスタンドを含む。)	1 本 1 回につき	950円
	マイクスタンド (床上型)	1 本 1 回につき	200円
	マイクスタンド (ブーム型)	1 本 1 回につき	200円
マイクスタンド (卓上型)	1 本 1 回につき	200円	
舞台袖簡易操作卓	1 セット 1 回につき	1,270円	
映 像 機 器	ビデオパソコンプロジェクター	1 台 1 回につき	6,390円
	DVDプレーヤー	1 台 1 回につき	1,050円
	スライドデッキ	1 台 1 回につき	410円
	書画カメラ	1 台 1 回につき	950円
	ビデオデッキ (S-VHS)	1 台 1 回につき	410円
そ の 他	舞台用テーブル	1 脚 1 回につき	100円
	舞台用イス	1 脚 1 回につき	100円
	演奏者用イス	1 脚 1 回につき	100円
	テレビ中継設備	1 セット 1 回につき	9,930円
	持込電気機器	1 キロワット 1 回につき	200円

備考

- 1 利用回数は、午前、午後及び夜間の区分ごとに1回とする。
- 2 移動して利用することが可能な設備・備品については、支障のない範囲内で大ホール以外の施設でも利用できるものとする。

イ 小ホール

区 分	利 用 料
-----	-------

種 別	設 備 名		
舞台設備	音響反射板	1基1回につき	3,660円
	平台	1台1回につき	200円
	地かすり(黒)	1枚1回につき	1,590円
	バレエ用シート	1枚1回につき	950円
	開き足	1脚1回につき	100円
	演台(大)	1卓1回につき	630円
	演台(小)(司会台兼用)	1卓1回につき	410円
	指揮者台	1台1回につき	200円
	譜面台(指揮者用)	1台1回につき	100円
	譜面台(楽団員用)	1台1回につき	100円
	フォールディングステージ	1台1回につき	780円
楽器	ピアノ(ヤマハNEWCFⅢS)	1台1回につき	7,820円
照明設備	ローア・ホリゾントライト	1セット1回につき	1,170円
	ボーダーライト	1列1回につき	840円
	サスペンションスポットライト(10キロワット)	1列1回につき	410円
	アッパーホリゾントライト	1セット1回につき	1,590円
	客席サスペンションスポットライト(10キロワット)	1列1回につき	410円
	サイドギャラリースポットライト	1セット1回につき	410円
	天井反射板ライト(24灯)	1セット1回につき	700円
	クセノンピンスポットライト(1キロワット)	1台1回につき	1,590円
	調光操作卓	1セット1回につき	3,720円
音響設備器具	拡声装置	1セット1回につき	2,770円
	カセットテープデッキ	1台1回につき	840円
	CDプレーヤー	1台1回につき	1,050円
	MDデッキ	1台1回につき	1,050円
	MD/CDプレーヤー	1台1回につき	1,050円
	マスターレコーダー	1台1回につき	1,050円
	ソリッドステートレコーダー	1台1回につき	1,050円
	ステージモニタースピーカー	1台1回につき	1,170円
	移動スピーカー	1台1回につき	1,170円
	三点吊りマイク装置	1セット1回につき	1,050円
	三点吊りマイク(コンデンサ型)	1本1回につき	950円
	マイク(コンデンサ型)	1本1回につき	950円
	マイク(ダイナミック型)	1本1回につき	740円
	マイク(ワイヤレス・ハンド型)	1本1回につき	1,170円
	マイク(ワイヤレス・タイピン型)	1本1回につき	1,270円
	マイクスタンド(床上型)	1本1回につき	200円
	マイクスタンド(ブーム型)	1本1回につき	200円
マイクスタンド(卓上型)	1本1回につき	200円	
舞台袖簡易操作卓	1セット1回につき	1,270円	
映像機器	ビデオパソコンプロジェクター	1台1回につき	1,910円
	映写機(35・16ミリ兼用)	1台1回につき	8,960円

その他	DVDプレーヤー	1台1回につき	1,050円
	移動式スクリーン	1枚1回につき	410円
	舞台用テーブル	1脚1回につき	100円
	舞台用イス	1脚1回につき	100円
	持込電気機器	1キロワット1回につき	200円

備考

- 1 利用回数は、午前、午後及び夜間の区分ごとに1回とする。ただし、施設利用料が1時間当たりで計算される場合（平土間利用の場合）は、4時間ごとに1回とする。
- 2 移動して利用することが可能な設備・備品については、支障のない範囲内で小ホール以外の施設でも利用できるものとする。

ウ リハーサル室、練習室、セミナールーム及びアトリウム

施設	区 分		利 用 料
	設 備 名		
リハーサル室	ピアノ（ヤマハC7L）	1台1回につき	1,460円
	カセットテープデッキ	1台1回につき	840円
	CDプレーヤー	1台1回につき	1,050円
	MDデッキ	1台1回につき	1,050円
	マイク（ダイナミック型）	1本1回につき	740円
	マイク（ワイヤレス・ハンド型）	1本1回につき	940円
	マイク（ワイヤレス・タイピン型）	1本1回につき	1,020円
	マイクスタンド（床上型）	1本1回につき	200円
	バレエ用シート	1枚1回につき	630円
	拡声装置	1台1回につき	550円
練習室1	ピアノ（ヤマハYU5）	1台1回につき	620円
練習室2	ピアノ（ヤマハYU5）	1台1回につき	620円
セミナールーム1	カセットテープデッキ	1台1回につき	840円
	CDプレーヤー	1台1回につき	1,050円
	MDデッキ	1台1回につき	1,050円
	マイク（ダイナミック型）	1本1回につき	740円
	マイク（ワイヤレス・ハンド型）	1本1回につき	940円
	マイク（ワイヤレス・タイピン型）	1本1回につき	1,020円
	マイクスタンド（床上型）	1本1回につき	200円
	拡声装置	1台1回につき	550円
	ビデオパソコンプロジェクター	1台1回につき	1,910円
	ブルーレイディスクプレーヤー	1台1回につき	1,050円
	マイクスタンド（卓上型）	1本1回につき	200円
	書画カメラ	1台1回につき	950円
	ビデオデッキ（S-VHS）	1台1回につき	410円
セミナールーム3	金屏風	1隻1回につき	1,590円
	カセットテープデッキ	1台1回につき	840円
	CDプレーヤー	1台1回につき	1,050円
	MDデッキ	1台1回につき	1,050円
	マイク（ダイナミック型）	1本1回につき	740円
	マイク（ワイヤレス・ハンド型）	1本1回につき	940円

	マイク (ワイヤレス・タイピン型)	1本1回につき	1,020円
	マイクスタンド (床上型)	1本1回につき	200円
	マイクスタンド (卓上型)	1本1回につき	200円
	ビデオパソコンプロジェクター	1台1回につき	1,910円
	ブルーレイディスクプレーヤー	1台1回につき	1,050円
	書画カメラ	1台1回につき	950円
	ビデオデッキ (S-VHS)	1台1回につき	410円
	同時通訳設備	1セット1回につき	21,350円
	拡声装置	1台1回につき	550円
セミナールーム7	カセットテープデッキ	1台1回につき	840円
	CDプレーヤー	1台1回につき	1,050円
	MDデッキ	1台1回につき	1,050円
	マイク (ダイナミック型)	1本1回につき	740円
	マイク (ワイヤレス・ハンド型)	1本1回につき	940円
	マイク (ワイヤレス・タイピン型)	1本1回につき	1,020円
	マイクスタンド (卓上型)	1本1回につき	200円
	ビデオパソコンプロジェクター	1台1回につき	1,910円
	ブルーレイディスクプレーヤー	1台1回につき	1,050円
	拡声装置	1台1回につき	550円
アトリウム	簡易ステージ	1台1回につき	520円
	展示用パネル(営利を目的として利用する場合に限る。)	1枚1回につき	100円
その他	マイク (ダイナミック型)	1本1回につき	740円
	マイク (ワイヤレス・ハンド型)	1本1回につき	940円
	マイク (ワイヤレス・タイピン型)	1本1回につき	1,020円
	マイクスタンド (床上型)	1本1回につき	200円
	マイクスタンド (卓上型)	1本1回につき	200円
	拡声装置 (ワイヤレスアンプ・マイク1本)	1台1回につき	1,480円
	ポータブルミキサー	1台1回につき	1,270円
	ビデオパソコンプロジェクター	1台1回につき	1,910円
	OHP (映写台付)	1台1回につき	950円
	スライドプロジェクター	1台1回につき	1,050円
	移動式スクリーン	1枚1回につき	410円
	映像伝送システム	1セット1回につき	2,610円
	ミニDVカメラレコーダー	1台1回につき	940円
	持込電気機器	1キロワット1回につき	200円
	DVDプレーヤー	1台1回につき	1,050円
	エレクトーン (ヤマハE L900m)	1台1回につき	830円
	パイプオルガン (ヤマハPO-103P)	1台1回につき	830円
	ホワイトボード	1台1回につき	150円
ブルーレイディスクプレーヤー	1台1回につき	1,050円	
液晶ディスプレイ (50型)	1台1回につき	410円	

備考

1 利用回数は、午前、午後及び夜間の区分ごとに1回とする。ただし、施設利用料が1時間当たりで計

算される場合は、4 時間ごとに 1 回とする。

- 2 移動して利用することが可能な設備・備品については、支障のない範囲内で設備・備品を設置している施設以外の施設でも利用できるものとする。
- 3 この表において「営利を目的として利用する場合」とは、物品販売及び契約行為等の営業行為をいう。
- 4 各施設に常設されているホワイトボードについては無料とする。

エ 大ホール 2 階ホワイエ

区 分			利 用 料
施 設	設 備 名	設置数	
大ホール 2 階ホワイエ	ビュッフェ設備	1	1 回につき 1,620 円

備考

- 1 利用回数は、午前、午後及び夜間の区分ごとに 1 回とする。ただし、施設利用料が 1 時間当たりで計算される場合には、4 時間ごとに 1 回とする。
 - 2 利用料には水道利用料を含むものとする。
- 2 承認年月日等
- (1) 承認年月日 令和元年 9 月 27 日
 - (2) 適用開始年月日 令和元年 10 月 1 日

鳥取県告示第 325 号

平成 21 年鳥取県告示第 665 号で公表した河川整備計画を変更したので、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 16 条の 2 第 7 項において準用する同条第 6 項の規定により次のとおり公表する。

令和元年 10 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 河川整備計画を変更した河川
千代川水系（八東川ブロック）
- 2 河川整備計画を閲覧に供する場所

鳥取県県土整備部河川課、鳥取県八頭県土整備事務所河川砂防課、鳥取市都市整備部都市環境課、八頭町建設課及び若桜町農林建設課